◎関税定率法等の一部を改正する法律

(令和五年三月三一日法律第六号)

- 一、提案理由(令和五年三月七日·衆議院財務金融委員会)
- ○鈴木国務大臣 おはようございます。

ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、令和五年三月末に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の 延長等を行うこととしております。

第二に、非居住者が税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めて税関 長に届け出る制度について、非居住者からその届出がない場合に、税関長が、当該非居 住者の国内関連者を税関事務管理人として指定できることとする等の規定の整備を行う こととしております。

このほか、個別品目の関税率の見直し等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(令和五年三月一四日)

○塚田一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、内外の経済情勢等に対応するため、令和五年三月末に到来する暫定税率等の 適用期限を延長するとともに、税関長が税関事務管理人を指定できる等の規定の整備を 行うほか、個別品目の関税率の見直し等を行うものであります。

本案は、去る三月六日当委員会に付託され、翌七日、鈴木財務大臣から趣旨の説明を 聴取した後、質疑に入り、十日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたと ころ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附带決議(令和五年三月一○日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な 視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、 調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるこ と。

- 二 最近における経済のデジタル化や世界情勢の変化に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金、知的財産侵害物品やテロ関連物品等の密輸を阻止するとともにロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障へも対応し、水際において国民の安全・安心を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構・職場環境の充実、取締検査機器等を含む業務処理体制の整備及び安全管理の徹底等に特段の努力を払うとともに、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から職員への感染症対策に万全を期すこと。
- 三 税関事務管理人制度の拡充等については、適正な執行が図られるよう職員の配置及 び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

三、参議院財政金融委員長報告(令和五年三月三〇日)

○酒井庸行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財政金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、輸出入に係る水際取締りの状況、税関の体制整備の必要性等 について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの と決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附带決議(令和五年三月三○日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な 視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響に十分に配意しつつ、 調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるこ と。
- 二 ロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障への対応及び覚醒剤等の不正薬物や金の密輸入阻止の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 三 経済のデジタル化や世界情勢の変化に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、 適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会 悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心を確保する ため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構 の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払 うとともに、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から職員への感染症対策に

万全を期すこと。

四 税関事務管理人制度の拡充等については、適正な執行が図られるよう職員の配置及 び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。